

2021年1月14日

お客様各位

ミハル通信株式会社

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言への対応

貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り心から御礼申し上げます。日本政府より1月7日に東京、神奈川、埼玉、千葉の1都3県に、13日に大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜、福岡、栃木の7府県を対象に2月7日までの緊急事態宣言が発令されました。

弊社では昨年より、全拠点での原則テレワークを実施するなどして、従業員の予防対策に一層努めております。

お客様には大変ご不便をおかけしますが、新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 従業員の在宅勤務（テレワーク）の継続

(1) 鎌倉本社および各営業所、出張所はテレワークの活用により出社する者を必要な人数に限定し抑制しています。またフレックスタイムを導入し、出社時間をずらすなどして三密の回避を実施しております。時間帯によっては出社が少人数の為、お電話が繋がりにくい状態も想定されます。できるだけ、メールでの連絡をご利用いただけますよう、ご協力お願い致します。

2. 鎌倉本社での製造ラインについて

(1) 鎌倉本社では、問題なく生産を継続しております。
(2) 従業員の出勤前の健康チェックと合わせ、作業環境の見直しにより三密の回避を実施しております。

3. 弊社へのご来社について

(1) 緊急事態宣言の対象地域内の鎌倉本社、中部営業所（名古屋）、関西営業所（大阪）、九州営業所（福岡）への来社につきましては、原則としてご遠慮いただいております。オンライン等によるリモート打合せ等についてご相談いただけますようお願いいたします。
(2) 対象地域以外に所在する弊社拠点への来社につきましても、できる限りご遠慮ください。
(3) 感染の疑いなく来訪される場合は、感染症予防対策（備え付けのアルコールによる消毒、手洗い、マスクのご着用、鎌倉本社では入門時の体温測定等）への御協力をお願い申し上げます。

4. お客様へのご対応について

(1) お客様とのお打合せには、原則 Web 等を活用した会議をご提案させていただきます。（弊社は Microsoft の Teams または Skype for Business を利用）
(2) 緊急度が高い内容につきましては、担当者より個別に電話にて対応させていただきます。

5. 期間

本日より当面の間とします。終了時期は状況に鑑み別途ご案内します。

以上